

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所	
案件番号	93	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	線源3種の購入	
契約締結日	平成26年10月7日	
契約の相手方の商号又は名称等	公益社団法人日本アイソトープ協会	
入札経緯及び結果	平成26年9月17日 入札公告	
	平成26年10月7日 入札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書及び配布した入札等関係資料において、新規参入業者が競争に参加できるよう業務内容等を明確にし、他業者が参加できないような前提条件等を付さないようにしている。
②業務等準備期間の十分な確保	○	多くの者が応札可能となるよう、必要十分な準備期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	休日を含めて20日間以上の公告期間を設けている。(規程では10日間、急を要する場合は5日間)
④公告周知方法の改善	○	所外ホームページへの掲載や、RSS配信の活用により幅広くPRを行い、参入が予想される業者が存在する場合には、幅広く声掛けを行っている。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中
⑥業者等からの聴き取り	—	応札者以外に、入札説明書の交付、説明会への参加がなかったため、聴き取りすべき他の業者がなかった。
⑦競争参加資格の拡大	○	全省庁統一参加資格を有する者であれば、等級に関係なく公募可能としている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
調達品質の確保への配慮をしつつ、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を行う。		
契約監視委員会のコメント		
調達品質の確保への配慮しつつ、複数応札に向けて「随意契約等見直し計画」に基づく取り組みを引き続き実施されたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
研究開発型の独立行政法人の特殊性に配慮しつつ、業務等から聴き取りを積極的に行うこと、公告期間を規程以上に設けること、更にはホームページの掲載に加えRSS配信も活用することなど、従来から行っていた「随意契約等見直し計画」に基づく取り組みを引き続き堅持する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川野辺委員長、畑中委員、堀田委員、青木委員、有澤委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

※このフォローアップ票は、平成24年9月7日付け「独立行政法人の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて「総務省行政管理局長からの要請に基づく公表。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所	
案件番号	94	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	四極真空管(EIMAC 4CW100000E)の購入	
契約締結日	平成26年10月8日	
契約の相手方の商号又は名称等	リチャードソエレクトロニクス株式会社	
入札経緯及び結果	平成26年9月18日 入札公告	
	平成26年10月8日 入札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書及び配布した入札等関係資料において、新規参入業者が競争に参加できるよう業務内容等を明確にし、他業者が参加できないような前提条件等を付さないようにしている。
②業務等準備期間の十分な確保	○	多くの者が応札可能となるよう、必要十分な準備期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	休日を含めて20日間以上の公告期間を設けている。(規程では10日間、急を要する場合は5日間)
④公告周知方法の改善	○	所外ホームページへの掲載や、RSS配信の活用により幅広くPRを行い、参入が予想される業者が存在する場合には、幅広く声掛けを行っている。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中
⑥業者等からの聴き取り	—	応札者以外に、入札説明書の交付、説明会への参加がなかったため、聴き取りすべき他の業者がなかった。
⑦競争参加資格の拡大	○	全省庁統一参加資格を有する者であれば、等級に関係なく公募可能としている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
調達品質の確保への配慮をしつつ、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を行う。		
契約監視委員会のコメント		
調達品質の確保への配慮をしつつ、複数応札に向けて「随意契約等見直し計画」に基づく取り組みを引き続き実施されたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
研究開発型の独立行政法人の特殊性に配慮しつつ、業者等から聴き取りを積極的に行うこと、公告期間を規程以上に設けること、更にはホームページの掲載に加えRSS配信も活用することなど、従来から行っていた「随意契約等見直し計画」に基づく取り組みを引き続き堅持する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川野辺委員長、畑中委員、堀田委員、青木委員、有澤委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

※このフォローアップ票は、平成24年9月7日付け「独立行政法人の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」総務省行政管理局長からの要請に基づく公表。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所	
案件番号	95	
入札及び契約方式	一般競争入札	
契約の件名及び数量	放射線治療計画支援システム	
契約締結日	平成26年10月20日	
契約の相手方の商号又は名称等	ユーロメディテック株式会社	
入札経緯及び結果	平成26年9月11日 入札公告	
	平成26年10月2日 入札書等×切	
	平成26年10月16日 開札	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書及び配布した入札等関係資料において、新規参入業者が競争に参加できるよう業務内容等を明確にし、他業者が参加できないような前提条件等を付さないようにしている。
②業務等準備期間の十分な確保	○	多くの者が応札可能となるよう、必要十分な準備期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	休日を含めて20日間以上の公告期間を設けている。(規程では10日間、急を要する場合は5日間)
④公告周知方法の改善	○	所外ホームページへの掲載や、RSS配信の活用により幅広くPRを行い、参入が予想される業者が存在する場合には、幅広く声掛けを行っている。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中
⑥業者等からの聴き取り	○	入札説明書を交付したものの、入札には参加しなかった業者に、その理由を確認した。
⑦競争参加資格の拡大	○	全省庁統一参加資格を有する者であれば、等級に関係なく公募可能としている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
調達品質の確保への配慮をしつつ、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を行う。		
契約監視委員会のコメント		
調達品質の確保への配慮をしつつ、複数応札に向けて「随意契約等見直し計画」に基づく取り組みを引き続き実施されたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
研究開発型の独立行政法人の特殊性に配慮しつつ、業者等から聴き取りを積極的に行うこと、公告期間を規程以上に設けること、更にはホームページの掲載に加えRSS配信も活用することなど、従来から行っていた「随意契約等見直し計画」に基づく取り組みを引き続き堅持する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川野辺委員長、畑中委員、堀田委員、青木委員、有澤委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

※このフォローアップ票は、平成24年9月7日付け「独立行政法人の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」総務省行政管理局長からの要請に基づく公表。

一者応札・応募等事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所	
案件番号	96	
入札及び契約方式	参加者確認公募	
契約の件名及び数量	平成27年1月診療報酬改定に伴うシステムの改修作業	
契約締結日	平成26年12月24日	
契約の相手方の商号又は名称等	富士通株式会社	
入札経緯及び結果	平成26年12月12日 公募	
	平成26年12月22日 公募×切り	
一者応札・応募等の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	○	仕様書及び配布した入札等関係資料において、新規参入業者が競争に参加できるよう業務内容等を明確にし、他業者が参加できないような前提条件等を付さないようにしている。
②業務等準備期間の十分な確保	○	多くの者が公募可能となるよう、必要十分な準備期間を確保している。
③公告期間の見直し	○	休日を含めて10日間以上の公募期間を設けている。
④公告周知方法の改善	○	所外ホームページへの掲載や、RSS配信の活用により幅広くPRを行い、参入が予想される業者が存在する場合には、幅広く声掛けを行っている。
⑤電子入札システムの導入	×	現在検討中
⑥業者等からの聴き取り	—	参加者確認公募のため対象外
⑦競争参加資格の拡大	○	全省庁統一参加資格を有する者であれば、等級に関係なく公募可能としている。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
「随意契約等見直し計画」に基づく取組を引き続き実施する。		
契約監視委員会のコメント		
複数応札は困難と考えられるので、引き続き調達 の 透明性・公平性が確保できる参加者確認公募を検討されたい。 (改修可能な者が納入業者に限定されるため。)併せて、調達に当たっては、価格の適正性に、引き続き十分留意されたい。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き参加者確認公募の採用を検討しつつ、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を行い、調達の透明性・公平性の確保に努める。併せて、価格調査を適切に行うなど、予定価格の算定に当たり、適正価格となるよう、引き続き十分留意する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川野辺委員長、畑中委員、堀田委員、青木委員、有澤委員		

(注)1. 「一者応札・応募等の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

※このフォローアップ票は、平成24年9月7日付け「独立行政法人の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」総務省行政管理局長からの要請に基づく公表。